

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日：平成 28 年 10 月 6 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

産学技術総合研究所
首席研究員

(氏名)



「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

- (A) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. ①及び②のいずれにも該当しないことを申告します。
- (B) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の4. ①から③のいずれにも該当しない活動であることを申告します。
- (C) 私の原子力分野における活動には、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の4. ①から③のいずれかに該当する、又は該当する可能性のある活動があることを申告します。

(備考)

- 1 上記の該当する□にチェックしてください。
- 2 (C)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容をご記入の上、提出ください。
- 3 申告日時点で (C) に該当しない場合でも、本自己申告日以降に (C) に該当する活動を行った場合には、その時点で改めて本自己申告書及び様式1をご記入の上、提出ください。
- 4 任命後、様式1に記載された情報は公開の対象とします。原災法対象事業者等及び原災法対象事業者等関連事業者との契約等により、非公開とされている情報が含まれる場合には、あらかじめその事項について申告をお願いします。
- 5 なお、本自己申告書及び様式1については、年度毎に提出をお願いします。